平成２４年（フ）第１１８号
千葉県船橋市習志野台４丁目37番25号　メロディハイツ102号
破産者　森田　政和
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９０６号
宮城県宮城郡利府町利府字新掻橋50―１
破産者　ちば重機運輸株式会社
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１９号
仙台市泉区加茂５丁目16番６号
破産者　株式会社イーエスピー（旧商号株式会社東日本スポーツ新聞社）
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
茨城県猿島郡境町大字山崎1366番地の３
破産者　有限会社加藤建材
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１１２号
茨城県古河市東山田1897番地の39
破産者　有限会社共成建設
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１８７号
群馬県前橋市苗ケ島町2021番地の16
破産者　有限会社ビルテック
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１８８号
群馬県前橋市天川大島町1303―５、株式会社テンダイ気付、住民票上の住所群馬県前橋市苗ヶ島町2021番地16
破産者　北爪　正巳
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２２号
千葉県浦安市富士見２丁目９番23―202号
シャトルコトブキＢ棟
破産者　常葉　弘樹
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２３号
千葉県浦安市富士見２丁目９番23―202号
シャトルコトブキＢ棟
破産者　常葉アナ　テレサこと　ＴＯＫＩＷＡ　ＡＮＡ　ＴＨＥＲＥＳＡ　ＬＯＲＥＮＺＯ
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３４号
千葉県船橋市本郷町732番地
破産者　株式会社リスター
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４４１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷９丁目16番15号
破産者　有井　　元
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７６７号
千葉県船橋市東船橋５丁目26番16号
破産者　坂本　清彦
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８００号
千葉県船橋市二宮２丁目４番11号
破産者　定祐　行孝
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８７０号
東京都新宿区若宮町17番地　神楽坂コート107、開始決定時の住所千葉県市原市椎の木台１丁目27番地10
破産者　横山　清美
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８５１号
東京都府中市栄町３丁目13番地市営第四栄町住宅１号棟406
破産者　柏木　幸助
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８０号
福井市運動公園１丁目4612
破産者　株式会社ベルズファクトリー
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８１３号
愛知県東海市中ノ池４丁目２番地の13
破産者　株式会社ヒューマントレジャー
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９５号
名古屋市港区明正１丁目243番地
破産者　株式会社じゅう十
1　決定年月日　平成24年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３号
北海道登別市若草町２丁目11番地５
破産者　日照ハウス有限会社
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
群馬県高崎市浜尻町219番地１　エクレール箱田Ｂ―101号
破産者　大河原正人（旧姓大橋）
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４１４号
群馬県高崎市下小鳥町1310番地１
破産者　秋森建設株式会社
1　決定年月日　平成24年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部